

第143回 定時株主総会 招集ご通知

株主の皆様へ

新型コロナウイルスへの感染リスクを避けるため、同封の議決権行使書、またはインターネットによる議決権行使をご検討くださいますよう、お願い申し上げます。

また、株主総会ご出席の皆様へのお土産を取り止めさせていただきます。

株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。その他の株主総会開催上の注意事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。



代表取締役会長
金川千尋



代表取締役社長
青藤 恭彦

株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様には心よりお見舞い申しあげますとともに、ご快癒をお祈りいたします。

さて、第143回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。
当連結会計年度の業績は、後ほどご報告申しあげますとおり、売上高は前期を下回りましたが、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益のいずれも、前期に比べ増益となり、当年度も過去最高益を達成することができました。期末配当金につきましては、1株につき110円とし、本総会に上程させていただきたいと存じます。これにより、当期の年間配当金は、先にお支払いいたしました中間配当金と合わせて、前期に比べ20円増配の1株につき220円となり、5期連続の増配となります。

当社は、安全をいかなる場合でも最優先とし、公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献することにより企業価値を高め、株主の皆様のご期待にお応えしていくことを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解、ご支援を賜りますよう心からお願い申しあげます。

目次

■ 招集ご通知	————— P2	■ 株主総会参考書類	
■ 添付書類		第1号議案 剰余金の配当の件	————— P45
事業報告	————— P5	第2号議案 取締役12名選任の件	————— P46
連結計算書類	————— P33	第3号議案 従業員に対してストック	P54
計算書類	————— P36	オプションとして新株予約	
監査報告	————— P39	権を発行する件	

(注) 5ページから13ページに掲載されている写真、グラフ及び図は、ご参考として掲載したものであり、事業報告の内容を構成するものではありません。

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月25日（木曜日）午後5時までに**議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時） |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
大手町プレイス イーストタワー 2階
大手町プレイスカンファレンスセンター
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第143期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役12名選任の件
第3号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件
以上 |

◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinetsu.co.jp/jp/>）に掲載しております。従って、本招集ご通知に添付の連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部です。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shinetsu.co.jp/jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

書面またはインターネットによりご行使いただける場合



書面によるご行使

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するように、ご返送ください。



インターネットによるご行使

詳細につきましては次ページをご覧ください。▶

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

株主総会にご出席される場合



株主総会日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。株主総会当日は、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますよう、お願い申し上げます。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

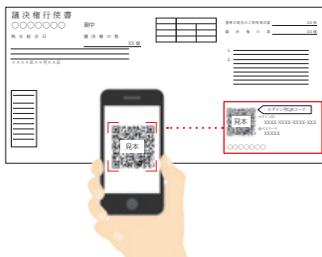
- ①書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



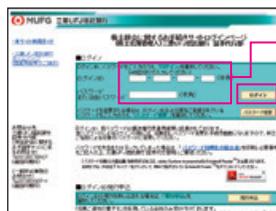
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

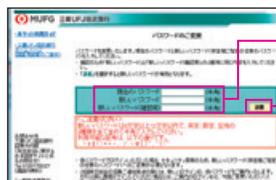
ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録してください。



- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

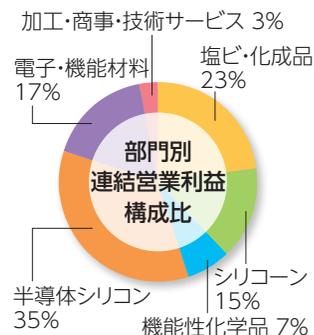
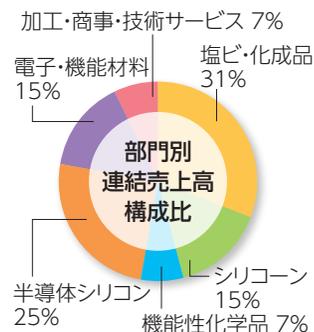
当連結会計年度の世界経済は、全般的に成長は鈍化し続け、各所で調整が見られていた中で、今年に入りコロナ禍と言われる事態に直面しました。当該年度においては、コロナ禍が当社事業全般に及ぼす影響は限定的でした。

このような状況のもと、当社グループは、継続的な業績伸長のため、予断をもってあたることなく、常に変化に迅速に対応してまいりました。また、顧客との関係を深耕し、かつ顧客層を拡張するとともに、顧客に密着した製品開発、品質の向上と技術における差別化を推し進めました。加えて、的確な納期対応と厳格なコスト管理を継続し、顧客と市場の需要に応えるための投資を適宜に行っていました。

なお、コロナ禍に対する現時点での取り組みについては、後段の(3)対処すべき課題で申し添えます。

当連結会計年度の業績といたしましては、売上高は、前期に比べ3.2% (505億1千1百万円) 減少し、1兆5,435億2千5百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ0.6% (23億3千6百万円) 増加し、4,060億4千1百万円となり、経常利益も、前期に比べ0.7% (29億3千1百万円) 増加し、4,182億4千2百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ1.6% (49億2百万円) 増加し、3,140億2千7百万円となりました。

以下、部門別に事業の概況をご報告いたします。



売上高



営業利益



経常利益



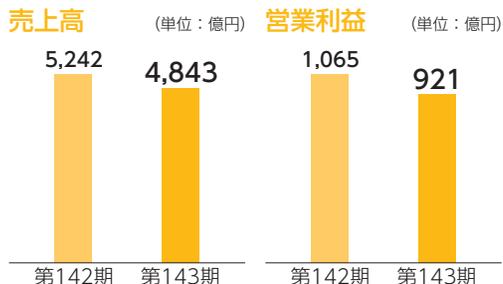
親会社株主に帰属する当期純利益



塩ビ・化成品部門



白い粉末状の塩化ビニル樹脂



当部門の売上高は、前期に比べ7.6% (399億4千8百万円) 減少し、4,843億2千2百万円となり、営業利益は、前期に比べ13.5% (143億3千4百万円) 減少し、921億8千7百万円となりました。

塩ビ・化成品は、米国のシンテック社において、塩化ビニル、か性ソーダともに高水準の出荷を継続しましたが、市況の影響を受けました。欧州拠点も販売数量の維持に努めたものの、市況の影響を受けました。国内拠点は堅調に推移しました。

シリコン部門



電子機器、輸送機、化粧品など幅広い分野で使われるシリコンオイルとゴム



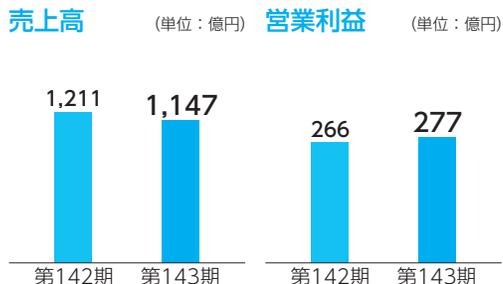
当部門の売上高は、前期に比べ2.8% (65億1千1百万円) 減少し、2,268億7千2百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ5.0% (29億4千4百万円) 増加し、614億9千万円となりました。

シリコンは、機能製品を中心に拡販を進めましたが、汎用製品の価格下落の影響を受けました。

機能性化学品部門



セルロース誘導体で作られたカプセルとコーティングされた錠剤



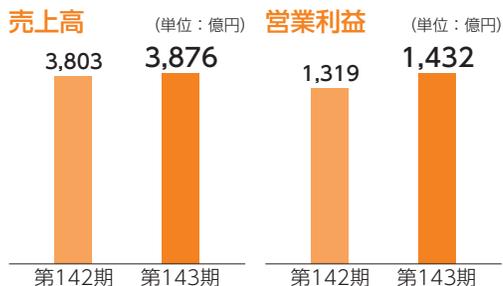
当部門の売上高は、前期に比べ5.2% (63億4千7百万円) 減少し、1,147億9千6百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ4.2% (11億1千4百万円) 増加し、277億1千7百万円となりました。

セルロース誘導体は、医薬用製品は底堅く推移しましたが、建材用製品が振るいませんでした。フェロモン製品は堅調な出荷となりましたが、ポバール製品は市況の影響を受けました。

半導体シリコン部門



単結晶シリコンのインゴットと300mmシリコンウエハー



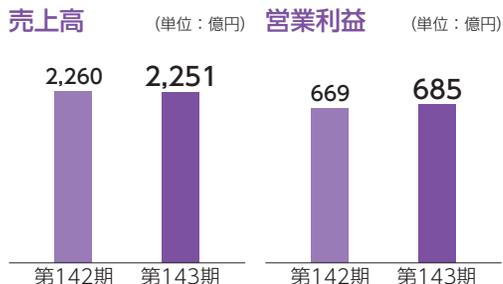
当部門の売上高は、前期に比べ1.9% (72億8千2百万円) 増加し、3,876億3千1百万円となり、営業利益は、前期に比べ8.6% (113億円) 増加し、1,432億9千8百万円となりました。

半導体シリコンは、半導体デバイス市場での調整局面が続きましたが、販売価格と出荷水準の維持に努めました。

電子・機能材料部門



角型、リング型、シリンダー型など各種希土類磁石



当部門の売上高は、前期に比べ0.4%（9億8千7百万円）減少し、2,251億1千1百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ2.3%（15億4千7百万円）増加し、685億4千万円となりました。

希土類磁石は、産業機器向けが需要鈍化の影響を受けましたが、環境対応自動車向けを中心に販売を維持しました。フォトレジスト製品は、ArFレジストやEUVレジストを中心に総じて好調でした。マスクブランクスも堅調に推移しました。光ファイバー用プリフォームは市況悪化の影響を受けて厳しい状況となりましたが、大型パネル用フォトマスク基板は好調に推移しました。

加工・商事・技術サービス部門



信越ポリマー(株)の半導体ウエハー関連容器



当部門の売上高は、前期に比べ3.7%（39億9千9百万円）減少し、1,047億9千1百万円となりましたが、営業利益は、前期に比べ11.5%（15億2千8百万円）増加し、148億2千4百万円となりました。

信越ポリマー(株)の半導体ウエハー関連容器が、半導体デバイス市場関連投資の減速の影響を受けました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度中の投資金額は、2,650億1千8百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主な設備

セルロース製造設備の増強 (当社直江津工場、SEタイロース社)

光ファイバー用プリフォーム製造設備の増強

(当社鹿島工場、長飛信越 (湖北) 光棒有限公司)

シリコン製造設備の増強 (シンエツ シリコンズ オブ アメリカ社)

マスクブランク製造設備の増強 (当社直江津工場)

当連結会計年度末現在建設中の主な設備

エチレン製造工場の新設 (シンテック社) (注)

塩化ビニル一貫製造工場の新設 (シンテック社)

シリコン製造設備の増強 (当社群馬事業所、

アジア シリコンズ モノマー社など)

マスクブランク製造設備の増強 (当社武生工場)

光ファイバー用プリフォーム製造設備の増強 (信越 (江蘇) 光棒有限公司)

(注) エチレン製造工場の新設 (シンテック社) は、同社の決算日が2019年12月31日であるため同日の状況を記載しておりますが、同工場は2020年3月31日時点では、稼働しております。

なお、当連結会計年度の投資資金は主に自己資金によってまかなっております。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、コロナ禍の真っ只中にあります。コロナ禍がいつどのように終息するか、世界経済への毀損がどのくらいになるのか、現時点では見通せません。このような状況下、従業員の健康と安全の維持、生産の継続と販売の確保、債権保全ほかの事業要件に注力します。顧客との意思疎通を密にして、顧客にとって価値ある製品の開発と製品の安定供給に引き続き努めてまいります。コスト競争力と品質の向上への取り組みも継続してまいります。決定した投資案件は目下計画に沿って実行しています。また、事業の成長のために適時適切な投資を遂行してまいります。

塩化ビニル事業では、米国のシンテック社で、主要原料であるエチレンの生産工場が稼働を開始し、それを長期的なコスト競争力の伸長に役立てます。塩化ビニル樹脂製造工場の新設は計画通りに進めており、その一方で第2期増設の検討に入りました。

シリコン事業では、主要拠点でのシリコンモノマー並びに最終製品の生産能力増強を進め、全世界の顧客への供給体制と品揃えの拡充に取り組んでいます。顧客の課題解決に貢献する製品及び用途開発をより一層推し進めます。

機能性化学品事業では、セルロース事業で、日米欧の3拠点から多様な製品群の安定供給を図ります。これまで注力してきました製剤用特殊品や産業用機能品に加え、食品用でも需要の広がりに応じていきます。フェロモン製品も適用品種を増やして、農産物収穫向上に貢献していきます。ポバール他の現有製品についても拡販を推進します。

半導体シリコン事業では、半導体デバイス市場の短期的な変動はあるものの、長期に亘る成長は確実ゆえ、高品質なシリコンウエハーの安定供給継続のため、あらゆる手立てを施してまいります。今後とも、顧客と市場の動向を見極めつつ、競争力を高めてまいります。

電子・機能材料事業では、希土類磁石事業で、日本とベトナムの2拠点での原料の精製から最終製品までの一貫生産体制を活かす一方で、安定供給体制の見直しも行います。封止材料や基板材料で5G対応をはじめとする新製品を繰り出していきます。光ファイバー用プリフォームは、唯一のマーチャントサプライヤー（光ファイバーケーブルの母材であるプリフォームの専門メーカー）として顧客の要請に応じていきます。合成石英基板では、高品質とサイズ対応の迅速さで需要に応じていきます。フォトレジストでは、引き続き先端品の開発と安定供給を中心に据え、マスクブランクスでも先端品を基板からの一貫生産体制で需要に応じていきます。

【ご参考】環境・社会・ガバナンス（ESG）への取り組み

当社は、「遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する」という企業規範のもと、ESGの推進に取り組んでいます。

ESGの推進体制

当社グループの社会的責任は、企業規範を実践し、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会、従業員といった関連する皆様（ステークホルダー）に貢献することと考えています。

その実現のためには、企業が成長するために欠かせないESGに関する課題に取り組むことが重要であると認識し、基本方針と各種社内規程を定め、活動を進めています。また、社長を委員長とするESG推進委員会を組織し、企業活動のあらゆる面においてESG活動を全社的に推進しています。

ESGの基本方針

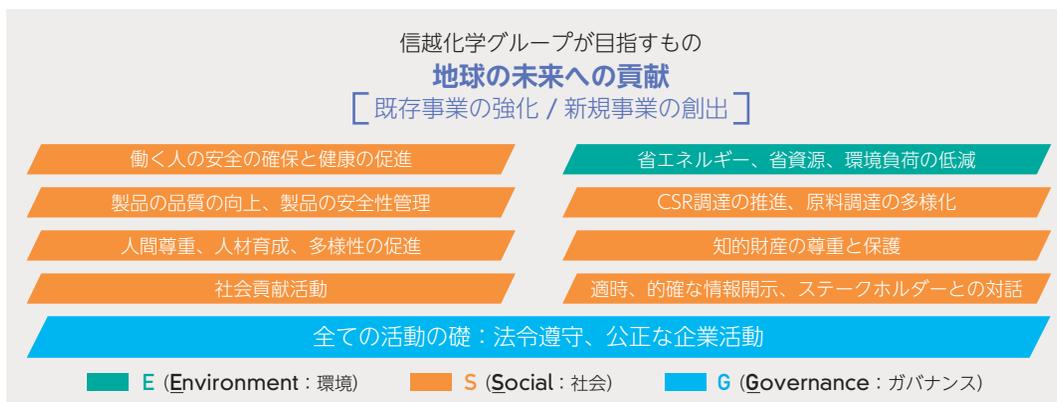
当社グループは、

1. 持続的な成長により企業価値を高め、多面的な社会貢献を行います。
2. 安全を常に最優先とする企業活動を行います。
3. 省エネルギー、省資源、環境負荷低減に絶えず取り組み、地球環境との調和を図ります。
4. 最先端の技術と製品を通じ、地球温暖化の防止と生物多様性の保全に取り組めます。
5. 人権の尊重と雇用における機会の均等を図り、働く人の自己実現を支援していきます。
6. 適時そして的確な情報開示を行います。
7. 倫理に基づいた健全で信頼される、透明性ある企業活動を行います。

重要課題（マテリアリティ）の特定

当社グループでは2005年のCSR推進委員会（現、ESG推進委員会）設置以来、あらゆる事業活動においてESGの取り組みを推進してきましたが、2015年に当社グループにとっての重要課題を抽出したうえで審議を行い、「法令遵守」と「公正な企業活動」を全ての活動の礎として、特に注力すべき課題を「重要課題」として決めました。

2018年12月には、当社の全部門及び国内の主要グループ会社がそれぞれの重要課題を見直し、ESG推進委員会で検討の結果、2015年に特定した重要課題を継続することを決定しました。



直近の活動事例

▶TCFDへの支持を表明

G20の要請により金融安定理事会（FSB）が設立した気候変動に関連する財務情報開示の特別チーム、TCFD（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が2017年に、「企業は、中長期の複数の気候変動の予測と将来シナリオを元に自社のリスクと機会を分析し、財務への影響度を開示すべきである」との提言を発表しました。これを受けて当社グループは2019年5月にTCFDの提言への支持を表明し、さらにこの取り組みを推進するために経済産業省、金融庁、環境省などが設立した「TCFDコンソーシアム」にも参加しました。今後、気候変動に関する提言に沿った情報の開示を進めていきます。



▶グループ人権方針の制定

当社グループは、全世界の事業所で人権を尊重することを礎として事業に取り組んでまいりましたが、2019年5月に、全社的な活動の推進と社外発信の強化に向けて「信越化学グループ人権方針」を制定しました。今後も国際的な行動規範を遵守し、人権尊重に向けた活動を力強く推進してまいります。

国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献する取り組み

当社グループはさまざまな社会の課題の解決に挑戦しています。この挑戦により生まれた製品は、SDGsの達成にも貢献しています。例えば、塩化ビニル樹脂、シリコン及び希土類磁石などは、全世界でさまざまな最終製品に使用されることで、SDGsの目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成につながっています。

当社グループが世の中にSDGsの達成に貢献する製品を提供することは、当社グループが目指している「地球の未来への貢献」につながります。同時に、お客様、お取引先様といったステークホルダーの皆様と当社グループの双方に持続的な成長をもたらしています。



環境・社会・ガバナンス（ESG）への取り組みの詳細な情報は、当社ウェブサイトのサステナビリティサイトをご覧ください。

<https://www.shinetsu.co.jp/jp/csr/>

(4) 財産及び損益の状況の推移

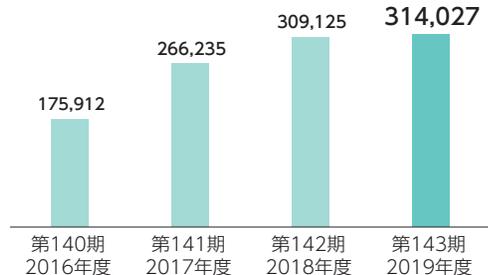
区 分	期	第140期 2016年度	第141期 2017年度	第142期 2018年度	第143期 2019年度
売 上 高 (百万円)		1,237,405	1,441,432	1,594,036	1,543,525
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		175,912	266,235	309,125	314,027
1株当たり当期純利益(円)		412.86	624.28	725.99	755.17
純 資 産 (百万円)		2,190,082	2,413,025	2,532,556	2,723,141
総 資 産 (百万円)		2,655,636	2,903,137	3,038,717	3,230,485

(注) 第143期は、一部の製品が市況の影響を受けたことにより減収となりました。

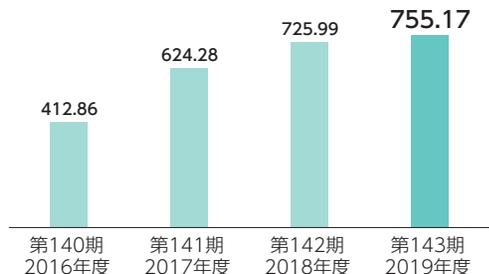
売上高 (単位：百万円)



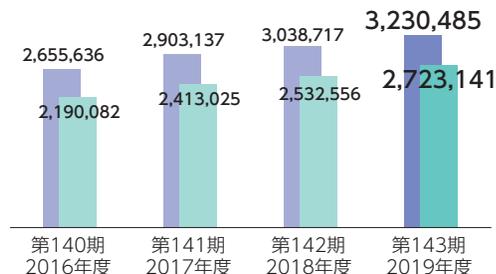
親会社株主に帰属する 当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産・純資産 (単位：百万円)



(5) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
SHINTECH INC. (米国)	18.75US\$	100.0	塩化ビニルの製造・販売
信越半導体株式会社	10,000百万円	100.0	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu Handotai America, Inc. (米国)	150百万US\$	100.0 (100.0)	半導体シリコンの製造・販売
Shin-Etsu PVC B. V. (オランダ)	18千EUR	100.0 (100.0)	塩化ビニルの製造・販売
S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd. (マレーシア)	188百万RM	100.0 (100.0)	半導体シリコンの加工・販売
信越ポリマー株式会社	11,635百万円	53.3 (0.1)	合成樹脂製品等の製造・販売
SE Tylose GmbH & Co. KG (ドイツ)	500千EUR	100.0 (100.0)	セルロース誘導体の製造・販売
信越エンジニアリング株式会社	200百万円	100.0	各種プラント等の設計・建設
信越アステック株式会社	495百万円	99.6 (1.8)	化学製品等の販売及び建築の請負
台湾信越半導体股份有限公司(台湾)	1,500百万NT\$	70.0 (70.0)	半導体シリコンの加工・販売
Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited (タイ)	6,325百万THB	100.0	シリコーン製品の製造・販売
SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD. (オーストラリア)	32百万A\$	100.0 (100.0)	金属珪素の製造・販売
日本酢ビ・ポバール株式会社	2,000百万円	100.0	酢酸ビニルモノマー及びポバールの製造・販売
Asia Silicones Monomer Limited (タイ)	3,393百万THB	100.0 (100.0)	シリコーンモノマーの製造
長野電子工業株式会社	80百万円	90.0	半導体シリコンの加工

(注) 出資比率欄の()内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

② 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
三 益 半 導 体 工 業 株 式 会 社	18,824百万円	43.9 (1.1)	半導体シリコンの加工及び精密機器の販売
信 越 石 英 株 式 会 社	1,000百万円	50.0	石英ガラス製品の製造・販売

(注) 出資比率欄の () 内の数字は、当社の子会社の出資比率を内数で表示したものであります。なお、出資比率は自己株式を控除して計算しております。

③ 企業結合の成果

前記の重要な子会社及び関連会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は97社、持分法適用会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は、1兆5,435億2千5百万円（前期比3.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、3,140億2千7百万円（前期比1.6%増）となりました。

(6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売等

塩ビ・化成品部門	塩化ビニル、か性ソーダ、メタノール、クロロメタン
シリコーン部門	シリコーン
機能性化学品部門	セルロース誘導体、金属珪素、ポパール、合成性フェロモン、塩ビ・酢ビ系共重合樹脂
半導体シリコン部門	半導体シリコン
電子・機能材料部門	希土類磁石、半導体用封止材、LED用パッケージ材料、フォトレジスト、マスクブランクス、合成石英製品、液状フッ素エラストマー、ペリクル
加工・商事・技術サービス部門	樹脂加工製品、技術・プラント輸出、商品の輸出入、エンジニアリング

(7) 主要拠点 (2020年3月31日現在)

① 当 社

本 社	東京都千代田区大手町二丁目6番1号
営 業 所	大阪支店、名古屋支店、福岡支店
工 場	直江津工場（新潟県）、武生工場（福井県）、群馬事業所〔磯部工場、松井田工場〕、鹿島工場（茨城県）
研 究 所	シリコン電子材料技術研究所、精密機能材料研究所（以上群馬県）、塩ビ・高分子材料研究所（茨城県）、合成技術研究所、新機能材料技術研究所（以上新潟県）、磁性材料研究所（福井県）

② 子会社

国 内	信越半導体株式会社、信越ポリマー株式会社、信越エンジニアリング株式会社、信越アステック株式会社（以上東京都）、日本酢ビ・ポパール株式会社（大阪府）、長野電子工業株式会社（長野県）
海 外	SHINTECH INC.、Shin-Etsu Handotai America, Inc.（以上米国）、Shin-Etsu PVC B. V.（オランダ）、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.（マレーシア）、SE Tylose GmbH & Co. KG（ドイツ）、台湾信越半導体股份有限公司（台湾）、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、Asia Silicones Monomer Limited（以上タイ）、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.（オーストラリア）

(8) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前期末比
	名	名
塩ビ・化成品部門	1,444	+52
シリコン部門	2,619	+103
機能性化学品部門	1,450	+64
半導体シリコン部門	4,777	+95
電子・機能材料部門	5,333	+520
加工・商事・技術サービス部門	7,160	+214
合計	22,783	+1,048

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
名	名	歳	年
3,140	+129	42.1	20.2

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	9,136
株式会社八十二銀行	5,346
日本生命保険相互会社	3,600
明治安田生命保険相互会社	2,300

2. 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

(1) 株式数及び株主数

発行可能株式総数 1,720,000,000株

発行済株式の総数 416,662,793株

株主の総数 45,408名

(注) 1. 2019年10月7日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数が10,943,900株減少しております。

2. 発行済株式の総数には自己株式805,396株が含まれております。

(2) 大株主

株 主 名	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	52,814	12.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	25,960	6.2
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	21,933	5.3
JP MORGAN CHASE BANK 385632	19,140	4.6
株 式 会 社 八 十 二 銀 行	11,790	2.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4)	11,772	2.8
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	10,687	2.6
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	10,304	2.5
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	9,457	2.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口7)	7,418	1.8

(注) 出資比率は自己株式 (805,396株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権（ストックオプション）の状況（2020年3月31日現在）

① 新株予約権の概要

当社が発行している新株予約権（ストックオプション）の概要は、次のとおりです。

発行回次 (発行日)	新株予約権 の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	1株当たり 発行価額	権利行使時 の1株当 り払込金額	権利行使期間	対象者
第11回新株予約権 (従業員用) (2015年9月24日)	170個	当社普通株式 17,000株	無償	7,339円	2016年9月25日 ～ 2020年3月31日	当社従業員
第12回新株予約権 (取締役用) (2017年9月21日)	991個	当社普通株式 99,100株	1,479円	10,000円	2018年9月22日 ～ 2022年3月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く)
第12回新株予約権 (従業員用) (2017年9月21日)	740個	当社普通株式 74,000株	無償	10,000円	2018年9月22日 ～ 2022年3月31日	当社従業員
第13回新株予約権 (取締役用) (2018年9月5日)	1,740個	当社普通株式 174,000株	1,202円	10,721円	2019年9月6日 ～ 2023年3月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く)
第13回新株予約権 (従業員用) (2018年9月5日)	2,995個	当社普通株式 299,500株	無償	10,721円	2019年9月6日 ～ 2023年3月31日	当社従業員
第14回新株予約権 (取締役用) (2019年9月30日)	2,000個	当社普通株式 200,000株	1,552円	11,906円	2020年10月1日 ～ 2024年3月31日	当社取締役 (社外取締 役を除く)
第14回新株予約権 (従業員用) (2019年9月30日)	3,440個	当社普通株式 344,000株	無償	11,906円	2020年10月1日 ～ 2024年3月31日	当社従業員

(注) 各新株予約権の権利行使の条件は、以下のとおりです。

1. 新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した後も、当該地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その者の相続人は死亡の日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から2年間（ただし、権利行使期間の満了日までとする。）に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が当社の取締役及び従業員の地位のいずれをも喪失した日以後に死亡した場合は、その者の相続人は、新株予約権の割当てを受けた者が上記1.に基づき権利行使可能とされた期間に限り、新株予約権を行使することができる。
3. その他の条件については、「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況

前記①「新株予約権の概要」に記載された新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権（ストックオプション）の状況は、次のとおりです。

区 分	発 行 回 次	新株予約権の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	第12回新株予約権	1,021個	13名
	第13回新株予約権	1,905個	17名
	第14回新株予約権	2,250個	17名
監 査 役	第12回新株予約権	30個	1名
	第13回新株予約権	60個	1名

(注) 1. 上記の取締役（社外取締役を除く）保有分の新株予約権には、使用人兼務取締役に対して使用人分として付与された新株予約権が含まれております。

2. 上記の監査役保有分の新株予約権は、監査役就任前に当社取締役として付与された新株予約権であります。

(2) 当事業年度中に従業員に対し交付した新株予約権（ストックオプション）の状況

2019年9月13日の取締役会決議に基づき、2019年9月30日付で、従業員95名に対して以下のとおり、ストックオプションとして第14回新株予約権（従業員用）を発行いたしました。

- ① 交付した新株予約権の数
3,190個
- ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 319,000株（新株予約権1個につき当社普通株式100株）
- ③ 発行価額
無償
- ④ 権利行使時の1株当たり払込金額
11,906円
- ⑤ 権利行使期間
2020年10月1日から2024年3月31日まで
- ⑥ 新株予約権の権利行使の条件
前記(1)①「新株予約権の概要」の（注）に記載のとおりです。

(注) 上記には、使用人兼務取締役に対して使用人分として付与された新株予約権は含まれておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
代表取締役会長	金 川 千 尋	SHINTECH INC. 取締役会長
代表取締役副会長	秋 谷 文 男	半導体事業・技術関係担当、 信越半導体㈱代表取締役社長
代表取締役社長	斉 藤 恭 彦	SHINTECH INC. 取締役社長、 Shin-Etsu Handotai America, Inc. 取締役社長
専務取締役	石 原 俊 信	新機能材料事業・新規製品関係担当
専務取締役	上 野 進	シリコン事業本部長
専務取締役	轟 正 彦	半導体事業部業務部長、信越半導体㈱専務取締役
常務取締役	秋 本 俊 哉	秘書室・広報・法務・資材関係担当、 デジタル推進室長
常務取締役	荒 井 文 男	有機合成事業部長、Shin-Etsu PVC B. V. 取締役社長、 SE Tylose GmbH & Co. KG 取締役社長
常務取締役	松 井 幸 博	電子材料事業本部長
常務取締役	宮 島 正 紀	精密材料事業関係担当、塩ビ事業本部長
常務取締役	池 上 健 司	総務・人事・業務監査関係担当
取締役相談役	森 俊 三	
※1 取 締 役	Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	
※1 取 締 役	宮 崎 毅	三菱倉庫㈱相談役
※1 取 締 役	福 井 俊 彦	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事長、 キッコーマン㈱社外取締役
※1 取 締 役	小宮山 宏	㈱三菱総合研究所理事長
取 締 役	笠 原 俊 幸	社長室関係担当、経理部長
取 締 役	丸 山 和 政	新機能材料事業部長
取 締 役	塩 原 利 夫	研究開発・特許関係担当、 電子材料事業本部副本部長 (有機材料関係担当)
取 締 役	高 橋 義 光	環境保安関係担当、企業開発部長
取 締 役	安 岡 快	国際事業本部長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職等の状況
常勤監査役	岡 本 博 明	
常勤監査役	小根澤 英 徳	
※2 監 査 役	福 井 琢	弁護士、柏木総合法律事務所マネージングパートナー、 慶應義塾大学大学院法務研究科教授、 ヤマハ(株)社外取締役
※2 監 査 役	小 坂 義 人	公認会計士・税理士、 スター・マイカ・ホールディングス(株)社外取締役
※2 監 査 役	永 野 紀 吉	レック(株)社外取締役

- (注) 1. ※1印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. ※2印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、次のとおりであります。取締役福井俊彦氏が所属する一般財団法人キャノングローバル戦略研究所と当社との間に特別の関係はありません。取締役小宮山 宏氏が所属する(株)三菱総合研究所と当社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏が所属する柏木総合法律事務所と当社との間に特別の関係はありません。
4. 社外役員の他の法人等の社外役員としての重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、次のとおりであります。取締役福井俊彦氏は、キッコーマン(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役福井 琢氏は、ヤマハ(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役小坂義人氏は、スター・マイカ・ホールディングス(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。監査役永野紀吉氏は、レック(株)の社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別の関係はありません。
5. 監査役小坂義人氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
7. 取締役Frank Peter Popoff、宮崎 毅、福井俊彦、小宮山 宏の4氏及び監査役福井 琢、小坂義人、永野紀吉の3氏につきましては、(株)東京証券取引所等に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
	名	百万円	
取 締 役	22	1,807	うち社外役員7名 149百万円
監 査 役	6	74	
合 計	28	1,882	

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役及び監査役への支給額には、当事業年度に係る賞与引当額が含まれております。
3. 上記のほか、2019年9月13日の取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役17名に対しストックオプションとしての新株予約権310百万円（使用人兼務取締役に対する使用人分を除く）を付与いたしました。
4. 取締役への支給額には、使用人兼務取締役に対する使用人給与相当額（賞与を含む）は含まれておりません。
5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が、当社子会社から同社の役員として受けた報酬等の総額は44百万円であります。また、社外役員が、当社親会社又は当該親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等につきましては、該当事項はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度中の取締役会等での主な活動状況

業務執行に係る当社の主な審議及び決定機関としては、法定の取締役会のほか、常務委員会があり、原則として、いずれも毎月1回開催（当事業年度の取締役会は合計13回開催）されております。当社社外役員は、これらの会議に出席するなどの方法により、以下のとおりの活動を行いました。

イ. 社外取締役の活動状況

氏名	主な活動状況
Frank Peter Popoff (フランク・ピーター・ポポフ)	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席しました。当社では、社外役員に取締役会の審議事項に関する説明を行い、意見を事前に聴取することや議事録を全て英訳して送付することなどにより、社外役員の業務執行に係る検討及び決定への関与を図っており、同氏は、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p> <p>また、当社は、米国、アジア、欧州など世界各地に事業拠点を設け、海外における事業展開を強力に推進してまいりました。グローバル企業としての長い歴史を有する米国旧ダウ・ケミカル社においてCEOを務めた同氏の経営経験に基づく具体的な意見と助言は、当社が世界で事業を拡大し企業価値を高めていくうえで、極めて重要なものとなっております。</p> <p>さらに、同氏は、役員報酬委員会の委員長を務めておりますが、これまでの在任中には、役員退職慰労金の廃止をはじめとする役員報酬体系の重要な改定を実施するなど、役員報酬制度の見地から適切なコーポレートガバナンスの構築に努めてまいりました。</p>
宮崎 毅	<p>同氏は、取締役会に出席するほか（出席率92%）、常務委員会に出席し、三菱倉庫(株)での経営経験を活かした大所高所からの提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p>
福井 俊彦	<p>同氏は、取締役会に出席するほか（出席率85%）、常務委員会に出席し、元日本銀行総裁としての世界の金融及び経済に関する卓越した知見と豊富な経験を活かした提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p>
小宮山 宏	<p>同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会に出席するほか、常務委員会に出席しました。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学、地球環境、資源及びエネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした提言を行うとともに、独立した立場からの監督を十分に行いました。</p>

□. 社外監査役の活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
福 井 琢	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において法律に関する専門的見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の往査を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
小 坂 義 人	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において財務及び会計に関する専門的見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の往査を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。
永 野 紀 吉	同氏は、当事業年度中に開催された全ての取締役会及び監査役会に出席するほか、常務委員会に出席し、監査役会において旧(株)ジャスダック証券取引所での経営経験に基づく幅広い見地からの発言を行いました。また、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、当社の事業所及び子会社の往査を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。

- ② 当社又は当社の主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額
88百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
133百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬等の額の変更の必要性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、財務報告に係る内部統制に関する助言業務等の対価を支払っております。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人による当社子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、信越半導体(株)、Shin-Etsu PVC B. V.、S. E. H. Malaysia Sdn. Bhd.、信越ポリマー(株)、SE Tylose GmbH & Co. KG、信越エンジニアリング(株)、信越アステック(株)、台湾信越半導体股份有限公司、Shin-Etsu Silicones (Thailand) Limited、SIMCOA OPERATIONS PTY. LTD.、Asia Silicones Monomer Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。以上による場合のほか、当社都合又は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関し、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、「遵法に徹して公正な企業活動を行い、素材と技術による価値創造を通じて、暮らしや社会と産業に貢献する」という企業規範のもと、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ（当社及び当社子会社をいう。以下同じ）は、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業規範として掲げる。

当社は、当社グループのコンプライアンス体制に関する各種の規程を整備し、取締役及び使用人は、これらの規程に従って業務を遂行する。その体制の運用状況については、内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門が内部監査を実施する。

当社は、法令等違反行為の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス相談室を設け、社内規程に基づき当社グループの役職員等を対象としたコンプライアンス相談・通報制度を運用する。また、適切な方法によりコンプライアンス教育を実施する。

当社は、会社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、情報資産管理規程その他の社内規程に基づき、職務の執行に関する文書等の記録を作成、保存する。これらの記録は、取締役及び監査役の求めに応じて速やかに提供する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制に関する諸規程を整備するとともに、業務執行に伴い発生する可能性のあるリスクの発見と未然防止等を図るため、リスクマネジメント委員会が、横断的な活動を推進する。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任し、これらの社外役員は、取締役会のほか常務委員会に出席するなどの方法により、情報交換及び適切なリスク管理の確保に努める。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程、業務分掌及びグループ会社運営規程その他の社内規程に基づく意思決定ルール、職務分担等により、また、関連会社会議及び関連会社社長会（以下、グループ会社会議という）の開催により、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われる体制をとる。

また、当社の取締役の職務執行の効率性向上に資するため、社外取締役を選任し、この社外取締役が独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、遵法に徹し公正な企業活動を行うことを企業規範として掲げる。

当社のグループ会社統括部門は、グループ会社運営規程に基づき、また、グループ会社会議において、子会社業務に係る重要事項の報告を求める。また、当社の内部監査部門並びに個々の監査内容に関係する部門は、必要に応じて子会社の内部監査部門等と協同して、当該子会社の内部監査を実施する。

当社は、当社及び主要子会社の常勤監査役等からなる監査役連絡会及びグループ監査役連絡会を設け、さらに、当社常勤監査役は他の監査役（社外監査役を含む）とともに、グループ会社会議に出席するなどの方法により、情報収集を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する者として、社内規程に定める方法により、当社の使用人の中から監査役スタッフを任命する。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役スタッフの任命及び解任等については、社内規程に定める方法により、監査役の同意を得る。

監査役スタッフは、監査役の指揮命令に従い、監査役職務の補助業務を遂行する。

⑧ 監査役への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、社内規程に定める方法により、次の事項を遅滞なく当社の監査役に報告する。

- ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
- ・ 経営、財務情報に係る重要事項
- ・ 内部監査の実施状況
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ コンプライアンス相談・通報制度の運用状況及び通報の内容

また、当社グループは、上記の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として人事評価その他において不利な取扱いを行わない。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人との定期的意見交換会を開催するほか、内部監査部門との定例報告会を開催するなど連携を図る。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が、監査の実施のために必要な費用の前払又は支出した費用の償還等を請求した場合、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものでないことを証明した場合を除き、適時適切に支払いを行う。

⑪ 反社会的勢力との関係遮断のための体制

当社グループは、反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部署を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との緊密な連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取組みを強力に推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社グループでは、法令を遵守した企業活動を行うため、企業規範や毎期の経営目標においても法令遵守を掲げ、その徹底に努めています。

企業活動に関係する法令の制定や改正のうち重要なものについては、法務部門が中心となり、社内に通達し、周知徹底を図りました。また、引き続き海外グループ会社において贈収賄防止規程を充実させました。さらに、業務活動の適法性、合理性の観点から、内部監査部門において年間の監査計画を立案の上、各部門の監査を実施し、

その結果については、取締役及び監査役等への報告を行いました。

コンプライアンス研修については、弁護士による独占禁止法遵守に関する講演会を本場で開催しました。また、新入社員研修において当社のコンプライアンスに対する考え方や他社事例を踏まえた講座を実施し、管理職の階層別研修においても独占禁止法遵守、贈収賄防止及び安全保障輸出管理等に関する講座を実施したほか、官庁等の外部機関の研修に適宜参加するなど、コンプライアンスへの意識の徹底を図りました。

② 情報の保存及び管理に関する取組みの状況

当社は、「情報資産管理規程」に基づき整備された情報資産管理体制のもと、各部門に情報資産管理監査を実施し、重要文書を含む情報資産の保存及び管理状況の確認を行いました。また、各部門担当者や新入社員に対して情報セキュリティに関わる教育を実施したほか、外部からの攻撃メールを想定した訓練をメール利用者全員に定期的に行いました。さらに、外部の専門家による情報セキュリティ診断を受け、サイバー攻撃に対する状況を調査し、多重の防御策を講じるなど必要な対策を速やかに実施しました。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

当社は、「リスク管理規程」に基づき、リスクマネジメント委員会（当事業年度は4回開催）が中心となり、リスク管理に関する横断的な活動を行い、リスク管理体制の構築、業務執行に伴って発生するリスクの発見と未然防止に取り組みました。また、管理職の階層別研修においてもリスクマネジメントに関する講座を実施するなど、意識の徹底を図りました。

さらに、当社は、安全を最優先とする経営方針のもと、事故や災害等の防止を最重点課題とし、管理システムの充実、プロセスや作業に潜むリスク対策に取り組むため、当社及び主要子会社の工場において、定期的な環境保安監査を実施しました。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることに関する取組みの状況

当社では、業務執行を審議、決定する機関として取締役会と常務委員会があり、取締役会では、会社の基本方針の決定や会社法及び定款等で定められた重要な業務執行について審議、決定を行っております。当事業年度においては、取締役会を13回、常務委員会を12回開催し、いずれも社外取締役及び監査役が出席し、社外取締役からの助言を得て、さまざまな業務執行案件の審議や決定を行いました。

さらに、事業環境の変化に迅速に対応できる効率的な組織体制や諸規程を整備しました。

⑤ 当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組みの状況

当社は、「グループ会社運営規程」に基づき、当社グループの適正かつ効率的な運営を図るとともに、常務委員会においても主要なグループ会社の事業報告を行い、課題について議論するほか、その他経営に関する重要事項の報告を受けました。

内部監査部門は、必要に応じてグループ会社と協同して、業務活動の適法性、合理性の観点から各グループ会社の監査を実施し、その結果については、取締役及び監査役等に報告を行いました。

⑥ 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

監査役は、取締役会及び常務委員会などの重要な社内会議に出席するほか、取締役及び使用人等からの職務の執行状況についての報告、往査等を通じて取締役の業務執行に対する監査を行いました。また、監査の実効性を高めるため、四半期毎に会計監査人から会計監査に関する報告、説明を受け、意見交換を行うとともに、随時の情報交換や意見交換を行い、連携を図りました。さらに、定期的に内部監査部門から内部監査の状況に関する報告、説明を受け、意見交換を行い、連携を図りました。常勤監査役は稟議書などの書類を閲覧し、随時、内部監査部門から活動状況及び内部監査の結果等の報告を受け、必要に応じ助言及び要請を行うほか、グループ内の監査役の連携を強化するため、監査役連絡会及びグループ監査役連絡会において情報及び意見の交換を行いました。

事業報告における記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	(3,230,485)	(負 債 の 部)	(507,343)
流 動 資 産	1,824,519	流 動 負 債	377,794
現金及び預金	836,448	支払手形及び買掛金	136,442
受取手形及び売掛金	325,489	短期借入金	8,295
有価証券	251,377	未払金	75,094
商品及び製品	173,358	未払費用	73,292
仕掛品	16,828	未払法人税等	44,377
原材料及び貯蔵品	175,479	賞与引当金	3,661
その他	52,723	役員賞与引当金	728
貸倒引当金	(-) 7,186	その他	35,901
固 定 資 産	1,405,965	固 定 負 債	129,549
有形固定資産	1,119,915	長期借入金	15,124
建物及び構築物	202,848	繰延税金負債	59,378
機械装置及び運搬具	440,595	退職給付に係る負債	36,243
土地	92,577	その他	18,803
建設仮勘定	367,309		
その他	16,584	(純 資 産 の 部)	(2,723,141)
無形固定資産	10,099	株 主 資 本	2,654,388
投資その他の資産	275,950	資 本 金	119,419
投資有価証券	126,060	資 本 剰 余 金	128,323
繰延税金資産	63,735	利 益 剰 余 金	2,413,769
その他	88,446	自 己 株 式	(-) 7,123
貸倒引当金	(-) 2,291	その他の包括利益累計額	(-) 2,078
		その他有価証券評価差額金	10,296
		繰延ヘッジ損益	(-) 2,799
		為替換算調整勘定	(-) 8,187
		退職給付に係る調整累計額	(-) 1,387
		新株予約権	1,904
		非支配株主持分	68,927
合 計	3,230,485	合 計	3,230,485

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	1,543,525
売 上 原 価	987,782
売 上 総 利 益	555,743
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	149,702
営 業 利 益	406,041
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	10,777
受 取 配 当 金	7,388
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	4,327
そ の 他	2,047
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	749
為 替 差 損	5,650
そ の 他	5,940
経 常 利 益	418,242
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,774
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	426,017
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税	108,290
法 人 税 等 調 整 額	(－) 564
当 期 純 利 益	318,290
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,263
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	314,027

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					合 計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式		
2019年4月1日 残高	119,419	128,299	2,283,760	(-) 94,702		2,436,777
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			(-) 87,410		(-) 87,410	
親会社株主に帰属する当期純利益			314,027		314,027	
自己株式の取得				(-) 10,566	(-) 10,566	
自己株式の処分		145		1,391	1,537	
自己株式の消却		(-) 96,753		96,753	-	
利益剰余金から資本剰余金への振替		96,608	(-) 96,608		-	
その他の株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)		23			23	
連結会計年度中の変動額合計	-	23	130,008	87,579	217,611	
2020年3月31日 残高	119,419	128,323	2,413,769	(-) 7,123		2,654,388

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	合 計			
2019年4月1日 残高	22,955	(-) 266	5,143	987	28,820	1,143	65,814	2,532,556
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								(-) 87,410
親会社株主に帰属する当期純利益								314,027
自己株式の取得								(-) 10,566
自己株式の処分								1,537
自己株式の消却								-
利益剰余金から資本剰余金への振替								-
その他の株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	(-) 12,659	(-) 2,533	(-) 13,331	(-) 2,375	(-) 30,899	760	3,112	(-) 27,026
連結会計年度中の変動額合計	(-) 12,659	(-) 2,533	(-) 13,331	(-) 2,375	(-) 30,899	760	3,112	190,584
2020年3月31日 残高	10,296	(-) 2,799	(-) 8,187	(-) 1,387	(-) 2,078	1,904	68,927	2,723,141

(百万円未満は切捨表示)

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(百万円未満は切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	(1,156,255)	(負債の部)	(334,361)
流 動 資 産	714,795	流 動 負 債	317,142
現金及び預金	152,617	買掛金	135,120
受取手形	6,212	電子記録債権	4,073
売掛金	230,651	短期借入金	4,990
有価証券	143,000	未払戻金	37
商品・製品	41,216	未払法人税等	26,385
半製品	22,063	未払費用	19,732
原材料・貯蔵品	70,002	前払受取引当金	16,121
前渡貸付金	792	役員賞与引当金	587
短期貸入金	2,682	その他の引当金	108,471
未収の引当金	46,068	固定負債	596
貸倒引当金	2,367	長期借入金	1,025
固定資産	441,460	長期未払引当金	17,218
有形固定資産	183,249	長期退職給付引当金	6,150
建物	59,155	資産除却負債	52
構築物	6,323	リース負債	1,127
機械・運搬具	61,248	退職給付引当金	9,816
車両・器具・備品	94	資産	70
工具・器具・備品	2,826	(純資産の部)	(821,894)
土	25,106	株 主 資 本	810,898
り	75	資 本 剰 余 金	119,419
建設仮勘定	28,420	資本	120,771
無形固定資産	1,177	利益剰余金	120,771
投資その他の資産	257,033	利益剰余金	577,830
投資有価証券	54,065	その他の利益剰余金	6,778
関係会社株	150,870	特別償却準備金	205
出資	11	特定災害防止準備金	70
関係会社出資	23,772	固定資産圧縮積立金	1,889
長期貸付金	3,238	研究費積立金	88
長期前払費用	83	配当平均積立金	15
繰延税金資産	22,336	土地圧縮記帳積立金	20
貸倒引当金	2,665	別途積立金	351,137
	(-) 10	繰越利益剰余金	217,625
合 計	1,156,255	自己株式	(-) 7,123
		評価・換算差額等	9,321
		その他有価証券評価差額	9,321
		新株予約権	1,674
		合 計	1,156,255

招集ご通知
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(百万円未満は切捨表示)

科 目		金 額	
		百万円	
売	上 高		845,356
売	上 原 価		650,563
売 上 総 利 益			194,792
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			47,153
営 業 利 益			147,639
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		441	
受 取 配 当 金		22,633	
そ の 他		245	23,320
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		169	
そ の 他		3,378	3,547
経 常 利 益			167,412
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益		7,593	7,593
税 引 前 当 期 純 利 益			175,006
法 人 税 ・ 住 民 税 ・ 事 業 税		42,790	
法 人 税 等 調 整 額		380	43,170
当 期 純 利 益			131,836

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価差額金	新 予 約 権	株 純 資 産 合 計	
	資本金	資本剰余金			合計	利益剰余金			自己株式				合計
		準備金	本 金	そ の 他 本 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 (※)	合計					
2019年4月1日残高	119,419	120,771	-	120,771	6,778	623,234	630,013	(-)94,702	775,501	21,438	971	797,912	
当事業年度中の変動額													
剰余金の配当						(-)87,410	(-)87,410		(-)87,410			(-)87,410	
当期純利益						131,836	131,836		131,836			131,836	
自己株式の取得								(-)10,566	(-)10,566			(-)10,566	
自己株式の処分				145	145			1,391	1,537			1,537	
自己株式の消却			(-)96,753	(-)96,753				96,753	-			-	
利益剰余金から 資本剰余金への振替			96,608	96,608		(-)96,608	(-)96,608		-			-	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)										(-)12,116	702	(-)11,414	
当事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-	-	(-)52,182	(-)52,182	87,579	35,396	(-)12,116	702	23,982	
2020年3月31日残高	119,419	120,771	-	120,771	6,778	571,052	577,830	(-)7,123	810,898	9,321	1,674	821,894	

(※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	特別償却 準備金	特定災害 防止準備金	固定資産圧縮 記帳積立金	研 究 費 積 立 金	配 当 平 均 積 立 金	土 地 圧 縮 記 帳 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	合 計
2019年4月1日残高	250	65	1,922	88	15	20	351,137	269,734	623,234
当事業年度中の変動額									
剰余金の配当								(-)87,410	(-)87,410
特別償却準備金の積立	42							(-)42	-
特別償却準備金の取崩	(-)88							88	-
特定災害防止準備金の積立		4						(-)4	-
固定資産圧縮記帳積立金の取崩			(-)32					32	-
利益剰余金から 資本剰余金への振替								(-)96,608	(-)96,608
当期純利益								131,836	131,836
当事業年度中の変動額合計	(-)45	4	(-)32	-	-	-	-	(-)52,109	(-)52,182
2020年3月31日残高	205	70	1,889	88	15	20	351,137	217,625	571,052

(百万円未満は切捨表示)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月16日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 市 川 亮 悟 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 康 行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、信越化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、信越化学工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月16日

信越化学工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 市 川 亮 悟 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 村 康 行 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、信越化学工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第143期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針及び計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第131条各号に掲げる事項を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2020年5月18日

信越化学工業株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 本 博 明 ㊟

常勤監査役 小根澤 英 徳 ㊟

監査役(社外監査役) 福 井 琢 ㊟

監査役(社外監査役) 小 坂 義 人 ㊟

監査役(社外監査役) 永 野 紀 吉 ㊟

以 上

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、長期的な観点に立って事業収益の拡大と堅固な財務基盤の維持に注力し、そうした経営努力の成果を株主の皆様にも適正かつ安定的に還元させていただくことを基本方針としております。

第143期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金110円 総額45,744,313,670円

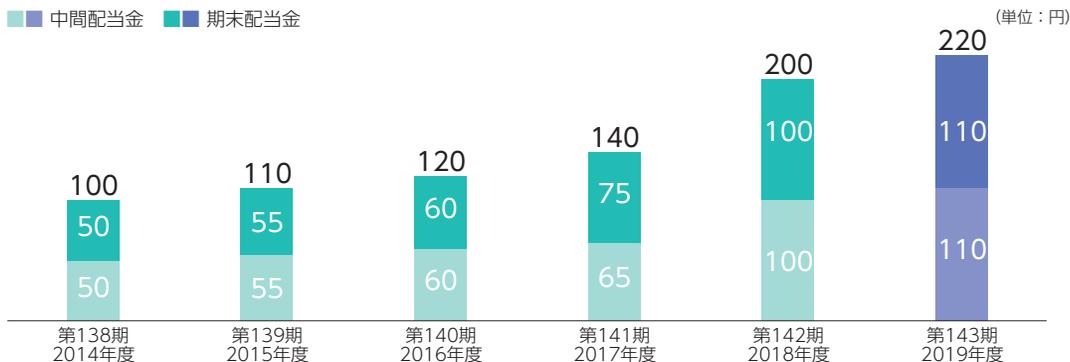
3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

なお、中間配当金として1株につき110円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は前期の200円に比べ、20円増の1株につき220円となります。

[ご参考]

1 株当たり配当金の推移



第2号議案 取締役12名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役金川千尋、秋谷文男、轟 正彦、秋本俊哉、荒井文男、池上健司、森 俊三、小宮山 宏、塩原利夫、高橋義光、安岡 快の11氏は、任期満了となり、取締役石原俊信氏は、辞任されますので、取締役12名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当
1 再任	かながわ ちひろ 金川 千尋	代表取締役会長
2 再任	あきや ふみお 秋谷 文男	代表取締役副会長 半導体事業・技術関係担当
3 再任	とどろき まさひこ 轟 正彦	専務取締役 半導体事業部業務部長
4 再任	あきもと としや 秋本 俊哉	常務取締役 秘書室・広報・法務・資材関係担当、デジタル推進室長
5 再任	あらい ふみお 荒井 文男	常務取締役 有機合成事業部長
6 再任	いけがみ けんじ 池上 健司	常務取締役 総務・人事・業務監査関係担当
7 再任	もり しゅんぞう 森 俊三	取締役相談役
8 再任	こみやま ひろし 小宮山 宏	社外 独立 取締役
9 再任	しおばら としお 塩原 利夫	取締役 研究開発・特許関係担当、電子材料事業本部副本部長（有機材料関係担当）
10 再任	たかはし よしみつ 高橋 義光	取締役 環境保安関係担当、企業開発部長
11 再任	やすおか かい 安岡 快	取締役 国際事業本部長
12 新任	なかむら くにはる 中村 邦晴	社外 独立

候補者
番号
1

かながわ ちひろ
金川 千尋
(1926年3月15日生)

所有する当社の株式の数
251,000株

再 任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1962年 2 月	当社入社
1970年 12月	海外事業本部長
1975年 1 月	取締役
1976年 8 月	常務取締役
1979年 1 月	専務取締役
1983年 8 月	代表取締役副社長
1990年 8 月	代表取締役社長
2010年 6 月	代表取締役会長（現任）

(重要な兼職の状況)

SHINTECH INC. 取締役会長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

金川千尋氏は、卓越した経営能力をもって当社を牽引し、塩ビ事業や半導体シリコン事業を世界一に築き上げ、更なる強固な事業基盤の構築に取り組むとともに、取締役会の議長を務めるなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号
2あきや ふみお
秋谷 文男
(1940年10月20日生)所有する当社の株式の数
11,800株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4 月	当社入社
1997年 10 月	技術部長
1998年 6 月	取締役
2000年 6 月	常務取締役
2002年 6 月	専務取締役
2004年 6 月	技術関係担当（現任）
2007年 7 月	代表取締役専務
2008年 11 月	半導体事業関係担当（現任）
2009年 6 月	代表取締役副社長
2016年 6 月	代表取締役副会長（現任）

(重要な兼職の状況)

信越半導体(株)代表取締役社長

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

秋谷文男氏は、生産技術における豊富な知見を有するとともに、半導体シリコン事業の強固な事業基盤の構築に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号
3とどろき まさひこ
轟 正彦
(1953年5月16日生)所有する当社の株式の数
14,620株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月	当社入社
2001年 1 月	半導体事業部業務部長（現任）
2004年 4 月	信越半導体(株)取締役
2006年 6 月	当社取締役
2009年 6 月	信越半導体(株)常務取締役
2010年 6 月	当社常務取締役
2017年 6 月	信越半導体(株)専務取締役（現任） 当社専務取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

信越半導体(株)専務取締役

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

轟 正彦氏は、長年にわたり、半導体シリコン事業の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

<p>候補者番号 4</p> <p>あきもと としや 秋本 俊哉 (1959年6月5日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 8,300株</p> <p>再任</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table border="0"> <tr><td>1982年 4月</td><td>当社入社</td></tr> <tr><td>2007年 9月</td><td>秘書室長</td></tr> <tr><td>2008年 6月</td><td>取締役</td></tr> <tr><td>2010年 6月</td><td>常務取締役（現任）</td></tr> <tr><td>2015年 6月</td><td>広報関係担当（現任）</td></tr> <tr><td>2016年 6月</td><td>法務関係担当（現任）</td></tr> <tr><td>2017年 6月</td><td>秘書室関係担当（現任）</td></tr> <tr><td>2019年 6月</td><td>資材関係担当（現任）</td></tr> <tr><td>2019年 7月</td><td>デジタル推進室長（現任）</td></tr> </table> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 取締役候補者の選任理由</p> <p>秋本俊哉氏は、ESG活動の推進やIT技術の活用に取り組むとともに、広報や法務、資材を担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。</p>	1982年 4月	当社入社	2007年 9月	秘書室長	2008年 6月	取締役	2010年 6月	常務取締役（現任）	2015年 6月	広報関係担当（現任）	2016年 6月	法務関係担当（現任）	2017年 6月	秘書室関係担当（現任）	2019年 6月	資材関係担当（現任）	2019年 7月	デジタル推進室長（現任）
1982年 4月	当社入社																		
2007年 9月	秘書室長																		
2008年 6月	取締役																		
2010年 6月	常務取締役（現任）																		
2015年 6月	広報関係担当（現任）																		
2016年 6月	法務関係担当（現任）																		
2017年 6月	秘書室関係担当（現任）																		
2019年 6月	資材関係担当（現任）																		
2019年 7月	デジタル推進室長（現任）																		

<p>候補者番号 5</p> <p>あらい ふみお 荒井 文男 (1958年9月15日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 5,000株</p> <p>再任</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table border="0"> <tr><td>1981年 4月</td><td>当社入社</td></tr> <tr><td>2003年 3月</td><td>Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長（現任）</td></tr> <tr><td>2004年 1月</td><td>SE Tylose GmbH & Co.KG 取締役社長（現任）</td></tr> <tr><td>2004年 6月</td><td>当社取締役</td></tr> <tr><td>2010年 6月</td><td>有機合成事業部長（現任）</td></tr> <tr><td>2013年 6月</td><td>常務取締役（現任）</td></tr> </table> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長 SE Tylose GmbH & Co.KG 取締役社長</p> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 取締役候補者の選任理由</p> <p>荒井文男氏は、欧州の塩ビ事業、並びに、有機合成事業の世界的な事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。</p>	1981年 4月	当社入社	2003年 3月	Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長（現任）	2004年 1月	SE Tylose GmbH & Co.KG 取締役社長（現任）	2004年 6月	当社取締役	2010年 6月	有機合成事業部長（現任）	2013年 6月	常務取締役（現任）
1981年 4月	当社入社												
2003年 3月	Shin-Etsu PVC B.V. 取締役社長（現任）												
2004年 1月	SE Tylose GmbH & Co.KG 取締役社長（現任）												
2004年 6月	当社取締役												
2010年 6月	有機合成事業部長（現任）												
2013年 6月	常務取締役（現任）												

候補者
番号
6いけがみ けんじ
池上 健司
(1945年11月24日生)所有する当社の株式の数
3,300株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1968年 4 月	当社入社
2004年 12 月	人事部長
2014年 6 月	取締役
2015年 6 月	総務関係担当（現任）
2017年 6 月	人事関係担当（現任）
2019年 6 月	常務取締役（現任）
	業務監査関係担当（現任）

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

池上健司氏は、人事労務における豊富な知見を有するとともに、総務や業務監査関係を担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

候補者
番号
7もり しゅんぞう
森 俊三
(1937年6月27日生)所有する当社の株式の数
18,650株

再任

▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1963年 9 月	当社入社
1985年 5 月	信越エンジニアリング(株)取締役
1988年 5 月	同常務取締役
1992年 1 月	当社武生工場長
1992年 6 月	取締役
1996年 6 月	常務取締役
1998年 6 月	専務取締役
2007年 7 月	代表取締役専務
2009年 6 月	代表取締役副社長
2010年 6 月	代表取締役社長
2016年 6 月	取締役相談役（現任）

▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

▶ 取締役候補者の選任理由

森 俊三氏は、エンジニアとしての豊富な経験と、2010年6月から2016年6月まで社長を務めた経営経験を活かした大所高所からの有益な助言を取締役会等で行い、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といたしました。

<p>候補者番号 8</p> <p>こみやま ひろし 小宮山 宏 (1944年12月15日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 2,900株</p> <p>再任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1988年 7月 東京大学工学部教授 2000年 4月 同大学大学院工学系研究科長・工学部長 2005年 4月 国立大学法人東京大学総長 2010年 6月 当社取締役（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)三菱総合研究所理事長</p> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 社外取締役候補者の選任理由等 小宮山 宏氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。東京大学総長等を歴任した同氏は、化学工学のほか地球環境や資源・エネルギーなどの幅広い分野に係る卓越した知見と豊富な経験を活かした大所高所からの有益な助言と独立した立場からの監督を十分に行ったことから、引き続きこれらの助言及び監督を期待し、社外取締役候補者といいたしました。なお、同氏は2010年6月から当社の社外取締役に就任しており、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。</p> <p>▶ 当社は、小宮山 宏氏を(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員として届け出ております。同氏が取締役に再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。</p>
---	---

<p>候補者番号 9</p> <p>しおばら としお 塩原 利夫 (1948年1月16日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 3,452株</p> <p>再任</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>1972年 4月 当社入社 2005年 7月 電子材料事業本部有機材料部長 2010年 8月 電子材料事業本部副本部長 2014年 6月 取締役（現任） 2018年 6月 研究開発・特許関係担当（現任） 電子材料事業本部副本部長（有機材料関係担当） （現任）</p> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 取締役候補者の選任理由 塩原利夫氏は、長年にわたり、有機材料事業の事業拡大に取り組むとともに、研究開発や特許を担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者といいたしました。</p>
---	--

<p>候補者 番号 10</p> <p>たかはし よしみつ 高橋 義光 (1953年10月20日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 3,000株</p> <p>再任</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>1974年 3 月</td> <td>当社入社</td> </tr> <tr> <td>2012年 11 月</td> <td>台湾信越シリコン股份有限公司董事長</td> </tr> <tr> <td>2016年 6 月</td> <td>当社取締役（現任） 企業開発部長（現任）</td> </tr> <tr> <td>2018年 6 月</td> <td>環境保安関係担当（現任）</td> </tr> </table> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 取締役候補者の選任理由 高橋義光氏は、新規事業に関する業務に取り組むとともに、環境保安関係を担当するなど、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者としていたしました。</p>	1974年 3 月	当社入社	2012年 11 月	台湾信越シリコン股份有限公司董事長	2016年 6 月	当社取締役（現任） 企業開発部長（現任）	2018年 6 月	環境保安関係担当（現任）
1974年 3 月	当社入社								
2012年 11 月	台湾信越シリコン股份有限公司董事長								
2016年 6 月	当社取締役（現任） 企業開発部長（現任）								
2018年 6 月	環境保安関係担当（現任）								

<p>候補者 番号 11</p> <p>やすおか かい 安岡 快 (1961年5月3日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 4,500株</p> <p>再任</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>1985年 4 月</td> <td>当社入社</td> </tr> <tr> <td>1991年 11 月</td> <td>SHINTECH INC. 出向</td> </tr> <tr> <td>2013年 11 月</td> <td>当社社長室事業促進グループ長</td> </tr> <tr> <td>2016年 6 月</td> <td>取締役（現任） 国際事業本部長（現任）</td> </tr> </table> <p>▶ 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。</p> <p>▶ 取締役候補者の選任理由 安岡 快氏は、長年にわたり、米国を中心とした塩ビ事業の事業拡大に取り組み、企業価値の向上に尽力してまいりましたことから、引き続き当社の経営への貢献を期待し、取締役候補者としていたしました。</p>	1985年 4 月	当社入社	1991年 11 月	SHINTECH INC. 出向	2013年 11 月	当社社長室事業促進グループ長	2016年 6 月	取締役（現任） 国際事業本部長（現任）
1985年 4 月	当社入社								
1991年 11 月	SHINTECH INC. 出向								
2013年 11 月	当社社長室事業促進グループ長								
2016年 6 月	取締役（現任） 国際事業本部長（現任）								

<p>候補者番号 12</p> <p>なかむら くにはる 中村 邦晴 (1950年8月28日生)</p> <p>所有する当社の株式の数 0株</p> <p>新任</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>▶ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</p> <p>2012年 6 月 住友商事(株)代表取締役社長 2018年 4 月 同代表取締役会長 2018年 6 月 同取締役会長（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>住友商事(株)取締役会長 日本電気(株)社外取締役</p> <p>▶ 候補者は、住友商事(株)の取締役会長であり、同社は当社の取引先であります。その取引額は双方から見て売上高の1%未満ですので、独立性に影響を与えるものではないと判断しております。</p> <p>▶ 社外取締役候補者の選任理由等</p> <p>中村邦晴氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。住友商事(株)取締役会長等を歴任した同氏は、幅広い分野の国際ビジネスにおける卓越した知見と豊富な経験を有しており、独立した立場からの監督と助言を期待して、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>▶ 中村邦晴氏は、(株)東京証券取引所等の関連諸規程に規定される独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。</p>
--	---

(注) 当社は小宮山 宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、中村邦晴氏が取締役を選任され就任した場合には、当社は同氏との間で、同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の幹部従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行すること及びその募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件による新株予約権の発行を必要とする理由

職務遂行及び業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の幹部従業員に対して、以下に記載の要領により、金銭の払込みを要することなく新株予約権を発行するものであります。

2. 委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。株式分割の記載につき以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める付与株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の数の上限

4,500個を上限とする。

（新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式450,000株を上限とし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。）

(3) 新株予約権の払込金額の要否

金銭の払込みを要しない。

(4) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の算定方法

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により算定される、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの出資金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値又は新株予約権の募集事項を定める取締役会決議の日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方に1.025を乗じた金額とし、また、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が時価を下回る価額による新株式の発行を行う場合又は自己株式を処分する場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（上記算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。）

また、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記の他、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

割当日の1年後の応当日の翌日から2025年3月31日まで

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別に定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権の割当てを受けた者又はその相続人が、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と対象従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別に定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契

約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(6)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

⑧ 新株予約権の取得の条件

上記(8)に準じて決定する。

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 募集事項の決定の委任等

上記に定めるものの他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、別途開催される取締役会の決議により定める。

以上

定時株主総会会場ご案内図

(ご出席の皆様へのお土産はございません。)



会場

大手町プレイス

イーストタワー2階
大手町プレイス
カンファレンスセンター

東京都千代田区大手町
二丁目3番1号

交通のご案内

- 地下鉄
大手町駅「A5出口」
..... 徒歩約2分
丸ノ内線 半蔵門線
- 地下鉄
大手町駅「B3出口」
..... 徒歩約3分
東西線
- JR
東京駅「丸の内北口」
..... 徒歩約7分

◎本総会専用の駐車場、駐輪場はご用意しておりませんので、ご了承ください。

お問い合わせ等がございましたら、下記の番号にご連絡ください。
電話 (03)3246-5011 (総務部-ダイヤルイン)

信越化学工業株式会社
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号 朝日生命大手町ビル

